

# 1年以内めどに政令で規定へ

## 有害雑品は政令で規定へ

改正処理法の電マニ一部義務化	
本紙先週号既報のとおり、廃棄物処理法改正案が6月9日に原案通り可決、成立し、6月16日に公布された。改正事項は多岐にわたりが、食品廃棄物横流しの「ダイヤ事件」や有害物質を含む雑品スクラップによる国内外での環境汚染への対策など、トレーサビリティも絡んだ安心安全対策が大きな柱になっている。中央環境審議会の廃棄物処理制度専門委員会報告書・環境大臣への意見具申の「見直しの方向性」に沿って、改正事項の詳細についてまとめた。(本紙・中西)	許可取り消しでも措置命令
薬物の受け渡しの状況を効率的に管理できる電子システムの構築などを時間がかかることを分けて着実に実行する必要があるのだ。今回の法改正では、適正処理の推進について、大きく分けて「許可を取り消された者等に対する措置の強化」と「マニフェスト制度の強化」では、紙マニフェストに比べて処理の導入義務化が段階を経て拡大されたことを強化が講じられた。「許可を取り消された者等に対する措置の強化」が、多面的な対策が必要になる。	食品廃棄物などの横流し(不正転売)の再発防止  収集運搬・処分に係るトレーサビリティへの信頼回復と強化と不適正処理で残された産業廃棄物への対応策は産業廃棄物処理の適正処理担保に関する根幹的な課題だ。後対策は産業廃棄物処理令・施行規則の改正により対処することで、法や施設には排出事業者と
さらに、環境省は、排出事業者責任の徹底のために、今年3月の通知に加え、6月に排出事業者向けのチェックリストを作成し、通知を発出した。	年50t以上の特管物を想定
50t以上の特管産廃を排出する事業場を設置している事業者を想定している。「ダイコー事件」で、不適正な登録・報告内容の疑いを検知するシステムへの改修も進めている。(3面につづく)	さらい、「ダイコー」で「一年以下の懲役又は100万円以下の罰金」と強化された。マニフェストの虚偽記載も「廃棄物処理法以外の罰則を強化した。この「特定の産業廃棄物」とは、特別管理規則は、従来は「6ヶ月の虚偽記載への罰則は50万円」あるが、その中でもかなり重い罰則」(環境省・中尾農産業廃棄物課長)と述べている。

長)となつた。

なお、その他の法改  
正事項は公布から1年  
以内に施行されるが、  
今回の「特管産廃で年  
間50t以上」への電子  
マニフェスト使用義務  
付けについては公布日  
から3年を超えない範

域内で施行される。た  
だし、「できれば1年  
程をめどに政省令を出  
してルールを明確に  
し、その後、周知徹底  
を行った。マニフェス  
トの虚偽記載に係る罰  
金」へと強化された。  
マニフェストも文書  
にて、處理基準に従つて  
保管することなど必要  
な措置を講ずることを  
命ずることが可能。

消された処理業者から  
排出事業者に対して処  
理が困難であることを  
通知することを義務付  
けた。「ダイコー事件」  
の際に、愛知県がどう  
した(とらざるを得なか  
った)対応からの教訓  
だ。

さらに、「ダイコー」で  
は「一年以下の懲役又  
は100万円以下の罰  
金」と強化された。  
マニフェストの虚偽記載も  
「廃棄物処理法以外  
の罰則を強化した。この  
「特定の産業廃棄  
物」とは、特別管理  
規則は、従来は「6ヶ月  
の虚偽記載への罰則は  
50万円」あるが、その中  
でもかなり重い罰則」(環  
境省・中尾農産業廃棄物  
課長)と述べている。

一方、法改正と並調  
べて、不適正な登録・報  
告内容の疑いを検知す  
るシステムへの改修も  
進めている。(3面につ  
づく)